

都市再生整備計画

ふなばこうえんしゅうへん
船場公園周辺地区

ほっかいどう るもいし
北海道 留萌市

令和5年3月

事業名	確認
都市構造再編集集中支援事業	☐
都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)	☐
都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)	☒
まちなかウォークアブル推進事業	☐

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1)－②

都道府県名	北海道	市町村名	るもいし 留萌市	地区名	ふなばこうえんしやうへんちく 船場公園周辺地区	面積	10 ha
計画期間	令和 3 年度 ～ 令和 6 年度	交付期間	令和 3 年度 ～ 令和 6 年度				

目標

大目標：留萌地域の魅力を高め広める広域交流拠点の形成による地域の活性化

目標1：多様な来訪者の受け入れとまちなかへの誘導

目標2：地域ブランドの構築による地域の稼ぎと経済活動の活性化

目標3：子育て世帯など若い世代が集う賑わいあふれる拠点づくり

目標設定の根拠

まちづくりの経緯及び現況

①留萌市の現状

留萌市は、日本一の生産性を誇る「かずの子」をはじめとした水産加工業を基幹産業としたまちで、国の重要港湾「留萌港」を有し、交通・物流の拠点として重要な役割を果たす留萌管内の中心都市となっている。

南に石狩・小樽方面に通ずる国道231号、北に羽幌・稚内・方面に通ずる国道232号、東に深川・旭川に通ずる国道233号の3路線の広域幹線道路の結節点であるとともに、留萌管内の玄関口となっている。また、道央道深川JCTから留萌までを結ぶ高規格幹線道路、深川・留萌自動車道の終点に位置しており、2020年3月の全線開通により、供用開始後においては、1万台／日の交通量が予測されている。

一方で、留萌市及びその周辺町村では、若年層を中心とする人口の流出によって、著しい過疎化と高齢化が進展しており、管内全市町村が過疎地域の指定を受けており、中心市街地では、大型店舗の郊外進出に伴って、にぎわいの低下が見られている。

②船場公園及びその周辺地区について

船場公園及びその周辺地区は、中心市街地や重要港湾留萌港、JR留萌駅に隣接しており、都市計画上でも、“要”となる交流ゾーンとして、ふれあい交流地区や広域交流拠点に位置づけられている。

船場公園は、ゆったりとした広大な公共オープンスペースは、公園利用者に憩いとくつろぎの空間として親しまれているほか、様々なイベントの開催による交流の創出を図っている。また、24時間無料で開放している駐車場とトイレは、公園利用者のほか、ビジネスや長距離輸送などで立ち寄った道路利用者にも幅広く利用されている。

留萌市では、船場公園の立地条件と公園施設機能や情報受発信機能を活かし、「道の駅構想」を立ち上げ、2019年1月30日には、国土交通省より、地方創生や地域活性化の拠点の形成等を目指した「重点道の駅」として、「るもい船場公園(仮称)」が選定され、「一体型」で整備を進めることとなっている。また、2019年12月30日付けで国土交通省へ「道の駅るもい」として、登録申請を行い、2020年7月11日より開業したところである。

課題

留萌市においては、船場公園及びその周辺地区の環境・立地を活かして、地域が丸となって取組を具体的に進めることが必要となっている。

①道路交通の結節点として、多様な来訪客ニーズに対応した交通環境を創出し、まちなかに誘導することが必要である。

②留萌管内の玄関口として、留萌の地域資源を活用した魅力的なブランドを構築し、新たな集客機能と通年での観光利用や、情報発信する広域交流拠点を創出することが必要である。

③公園施設の活用と一体的に、子どもの遊び場づくりや、子育て世帯を支援する環境を整備し、若い世代や親子、家族をターゲットとした観光客等の受入増加につなげることが必要である。

将来ビジョン(中長期)

【第6次留萌市総合計画】

留萌市の総合計画では、基本理念として市民自らが留萌の魅力を積極的に発信し、さらに地域産業の強化と起業しやすい環境づくりにより、新たな雇用が生まれ、内外から人々が集う「活力あるまち」を掲げ、基本政策、基本施策に取り組むものとしている。

(総合計画基本構想)

●基本政策の目指す姿として「地域産業の活性化と起業の促進、働きやすい環境づくり」や「魅力あふれる留萌ブランドの発信とおもてなしの向上」を掲げる。

(総合計画 前期基本計画)

●留萌らしい地域資源を生かした体験型観光と、インパウンドの受け入れ態勢整備が推進され、外国人観光客を含めた交流人口が拡大するとともに、人情港町留萌のブランド力が向上されています。

●地域の一次産品の安定生産、供給体制の確立により、留萌産にこだわった飲食メニューの展開や地場の食材を活用した商品開発、地元消費の拡大を図りながら、一次産業への関心が高まっています。

●船場公園「管理棟」から様々な情報が発信され、まちなかへの誘導により賑わいが続いています。

●市民や他都市からたくさんの人々が来訪し、子どもからお年寄りまでが安心して時間を過ごし、笑い声や笑顔があふれています。

●「留萌市子ども・子育て支援事業計画」に基づく子育て施策の推進により、全ての子どもたちが、郷土愛を育み、夢や希望、笑顔と活気に満ちあふれた生活を送り、地域社会全体で子育てを応援するまちになっています。

都市再生整備計画事業の計画

※都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金)において、以下の項目が該当する場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。

防災拠点整備方針

※都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)の場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。

想定される災害リスクを踏まえた防災拠点整備の目的、整備内容等を記載。

道の駅るもいは、雪害等の災害発生により、一時的に行動が制限される道路利用者や観光客等を一時待避させるための一時待避場所として、「留萌市地域防災計画」に位置付け。

発災時においては、付近の各種交通基盤や車両等の滞留スペースを活用しながら、救援物資の中継・分配・受入れ、さらには、災害発生後の応援・受援活動及び復旧・復興活動を行う施設として、国・道と連携しながら、防災施設としての整備を行い、防災・減災対策を図る。

(参考)関連事業として、「道の駅るもい防災倉庫設置事業」は、令和4年度に整備済。

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
観光客の入込数	千人/年	観光入込数調査(観光地点入込数集計)	「道の駅るもい」の広域交流拠点としての多様な来訪者の受け入れとまちなかへの誘導の効果として、観光客の入込数を設定し、達成度を測定する。	280	平成30年度	362	令和6年度
市民の特産品に対する評価	-	市民まちづくりアンケートで「魅力ある特産品が創出されており、その消費拡大が図られている」と感じている市民実感度(加重平均値)	地域資源を活用した新商品開発と、「道の駅るもい」を拠点に広告塔として情報発信による地域ブランド構築の効果として、市民まちづくりアンケートにおける市民の特産品に対する評価値を設定し、「道の駅るもい」に屋内交流・遊戯施設を整備することによって、「公園」機能の付加価値を高め、子どもがのびのび遊び成長できる環境と、子育て世帯など若い世代が集う賑わいあふれる拠点とし	2,146	令和元年度	2.5	令和6年度
公園の整備・緑化に対する評価	-	市民まちづくりアンケートで「公園の整備・緑化の推進への取組みが十分行われている」と感じている市民実感度(加重平均値)		2,188	令和元年度	2.5	令和6年度

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
【多様な来訪者の受け入れとまちなかへの誘導】 ・船場公園周辺地区とまちなかのアクセス向上に向けて、船場公園へ誘導する大型標識の設置、バスレーンの新設、船場公園に接続する市道において歩道部のバリアフリー化、車道部の右折レーンのカラー舗装を行うとともに、施設駐車場出入口に案内看板を設置し、国道からの視認性の向上につなげる。 ・船場公園では、これまでもうまいよるもい市、浜焼き、吞涛祭り、やん衆盆踊りなど、春から夏にかけて各種イベントが行われており、「道の駅るもい」の供用が開始されることにより、更なる来訪客が想定されるため、関係者及びイベント見学者用の駐車場を整備する。 ・「観光」や「地域資源」、「買い物」や「まちなか」等の情報のほか、管内道の駅との連携、さらには、交通結節点としての情報提供機能を併せ持った「情報発信機能」を整備する。	【基幹事業】 ・道路/車道大型標識 ・道路/歩道部バリアフリー化 ・地域生活基盤施設/第2駐車場 ・地域生活基盤施設/案内看板 ・道路/バスレーン ・道路/車道部右折レーンカラー舗装
【地域ブランドの構築による地域の稼ぎと経済活動の活性化】 ・留萌の地域ブランドの創出・発信に向けて、アンテナショップやカフェなど地域産品の発信拠点となる施設を整備するとともに、拠点施設の先駆けとなるチャレンジショップやアンテナショップを開設・運営することで、地域の事業者や起業希望者が挑戦しやすい環境を整え、事業化・販路拡大などの支援につなげる。 ・地域事業者や団体、農、漁業者や地元高校生等によるイベントの開催など、屋内交流・遊戯施設や公園内の広場等を最大限活用した催しを展開する。	【基幹事業】 ・高次都市施設/屋内交流・遊戯施設(観光交流センター) 【提案事業】 ・事業活用調査/事業効果分析調査事業 ・地域創造支援事業／アンテナ型チャレンジ広場開設事業 ・まちづくり活動推進事業/コンシェルジュ機能整備事業
【子育て世帯など若い世代が集う賑わいあふれる拠点づくり】 ・親子で時間を過ごせる屋内での子どもの遊び場づくりなど、家族が気軽に集える場として「遊び」・「憩い」・「学び」の機能を設けることで、地域内外からの若い世代の関係人口・交流人口の呼び込みにつなげ、地域住民と地域外から来た観光客の賑わいあふれる交流の場となる拠点施設を整備する。 ・多目的公園施設として、子育て世帯に配慮したトイレや授乳室、子どもの一時預かり機能など、利用者にとってより快適な利用環境を整備する。	【基幹事業】 ・高次都市施設/屋内交流・遊戯施設(子育て世代活動支援センター) 【提案事業】 ・事業活用調査/事業効果分析調査事業 ・まちづくり活動推進事業／子ども体験活動事業 【関連事業】 ・道の駅るもい駐車場拡張事業 ・道の駅るもい防災倉庫設置事業
その他	
【まちづくりの住民参加】 ・船場公園及びその周辺地区では、地元商工者や団体などにより「るもい吞涛まつり」「やん衆盆踊り」「かずの子のマチ留萌フェスタ」等の事業が行われ、賑わいの創出に取り組んでいる。 ・船場公園の指定管理者である「㈱エフエムもえる」は、住民参加によるコミュニティ放送の運営をはじめ、公園を活用した子ども体験事業(ふあなば学校)や、地場の食材を活用した調理体験(イングリッシュキッチン)など、住民参加活動を実践している。 ・船場公園をエリアとした「道の駅るもい」の基本計画の策定にあたって、住民や民間事業者との意見交換を平成30年より10回開催するほか、パブリックコメント等を実施し、取り組み内容や施設の整備方針を協議してきた。 ・屋内交流遊戯施設の整備にあたって、子育て世帯へのアンケートによる意向の把握や子育てに係る関係者との令和2年度より意見交換を実施している。 【留萌市の各種計画の方針と本計画の関係】 ・船場公園及びその周辺地区は、中心市街地や重要港湾留萌港、JR留萌駅に隣接しており、都市計画マスタープラン上でも、“要”となる交流ゾーンとして、ふれあい交流地区や広域交流拠点に位置づけられている。 ・本計画については、2018年12月に策定した「道の駅基本構想」、および2019年12月に策定した「道の駅基本計画」の示す「基本方針」、「導入する機能」、「施設の基本コンセプト」、「施設整備方針」、「管理運営方法」などに基づいたものであり、施設整備や管理運営に向けた方向性と連動している。 【道の駅の整備】 「道の駅るもい」は、2019年1月30日に、国土交通省より、地方創生や地域活性化の拠点の形成等を目指した「重点道の駅」として指定されており、「一体型」の整備を行っていく。それに当たって、道路管理者である北海道開発局が船場公園敷地内に大型車専用駐車場等を整備するとともに、留萌市では基幹事業及び提案事業に記載している各種整備を行う。	

様式(1)-④-3

(金額の単位は百万円)

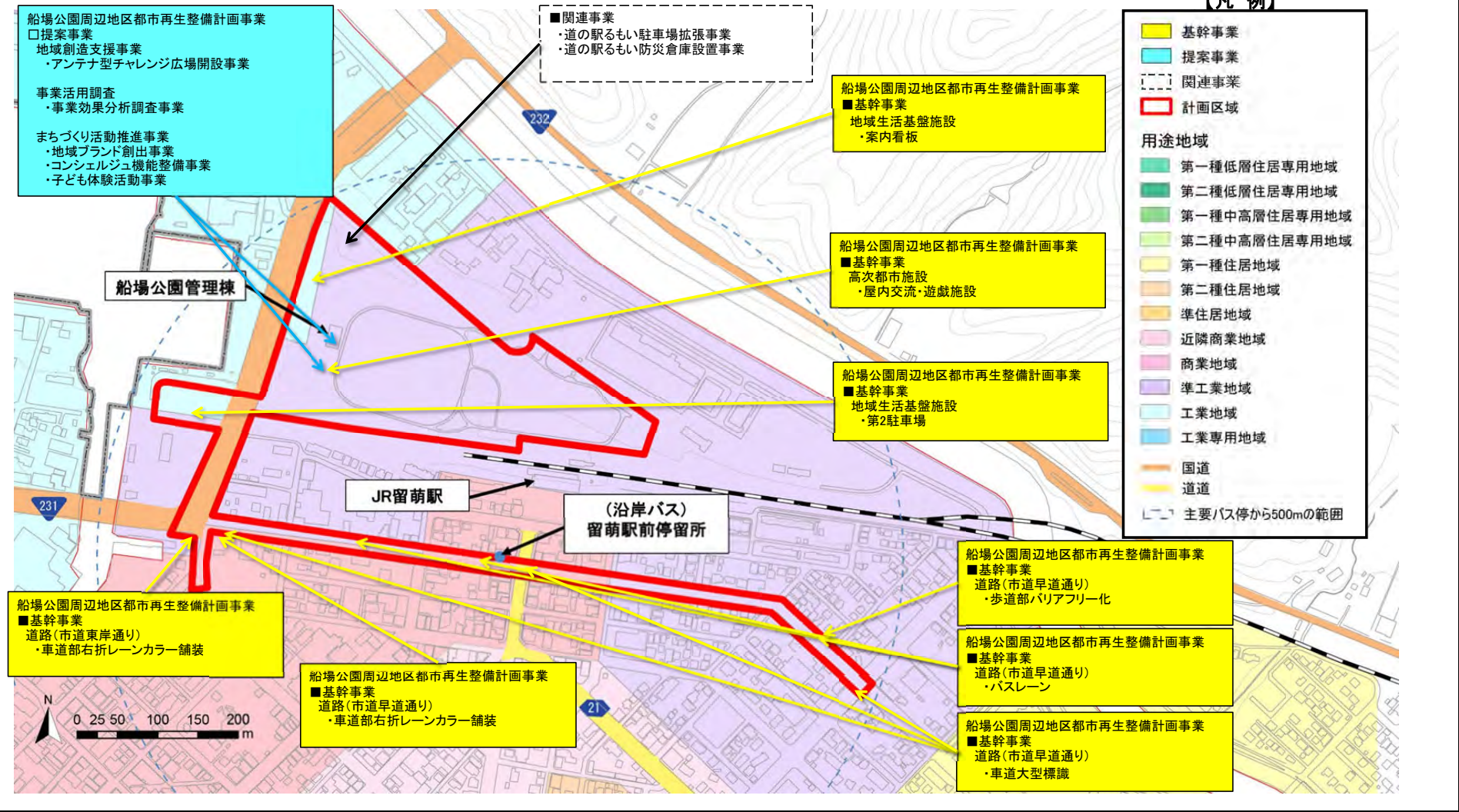
...A

...B

[illegible]

船場公園周辺地区(北海道留萌市)	面積	10 ha	区域	北海道留萌市船場町2丁目 ほか
------------------	----	-------	----	-----------------

※ 計画区域が分かるような図面を添付すること。



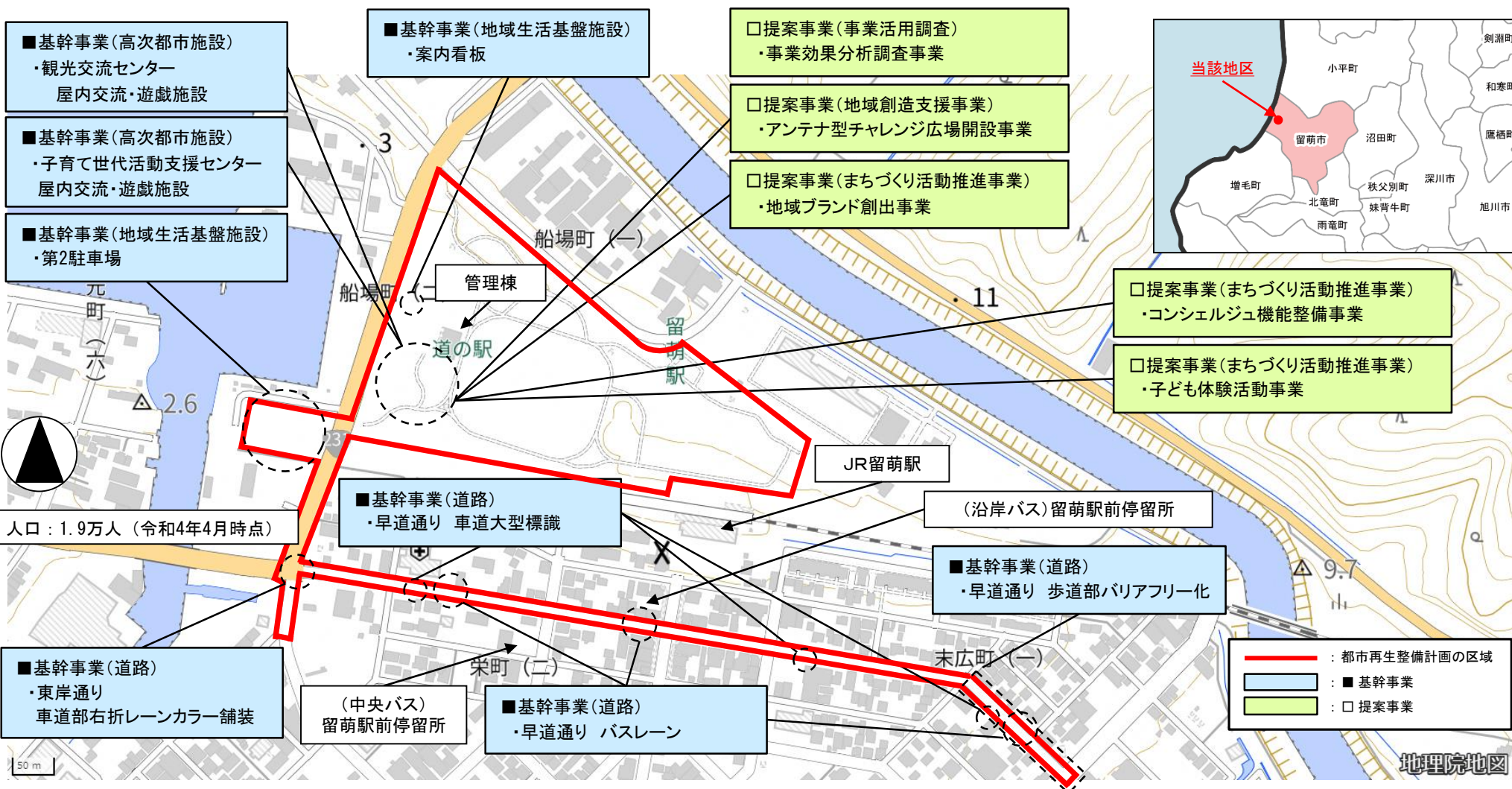
ふなばこうえんしゅうへん 船場公園周辺地区都市再生整備計画事業(北海道留萌市)

◆事業概要: 留萌地域の魅力を高め広める広域交流拠点の形成による地域の活性化を目的に、道の駅るもいとして登録された船場公園周辺地区において、地域住民と観光客の交流の場となる拠点施設やより快適な利用環境を整備するとともに、情報発信などソフト事業を展開する。

◆事業主体: 留萌市 ◆面積: 10ha ◆交付期間: 令和3年度～令和6年度

◆全体事業費: 772百万円 ◆交付対象事業費: 658.4百万円(国費: 263.3百万円) ◆国費率: 40%

実績に基づき計画変更中



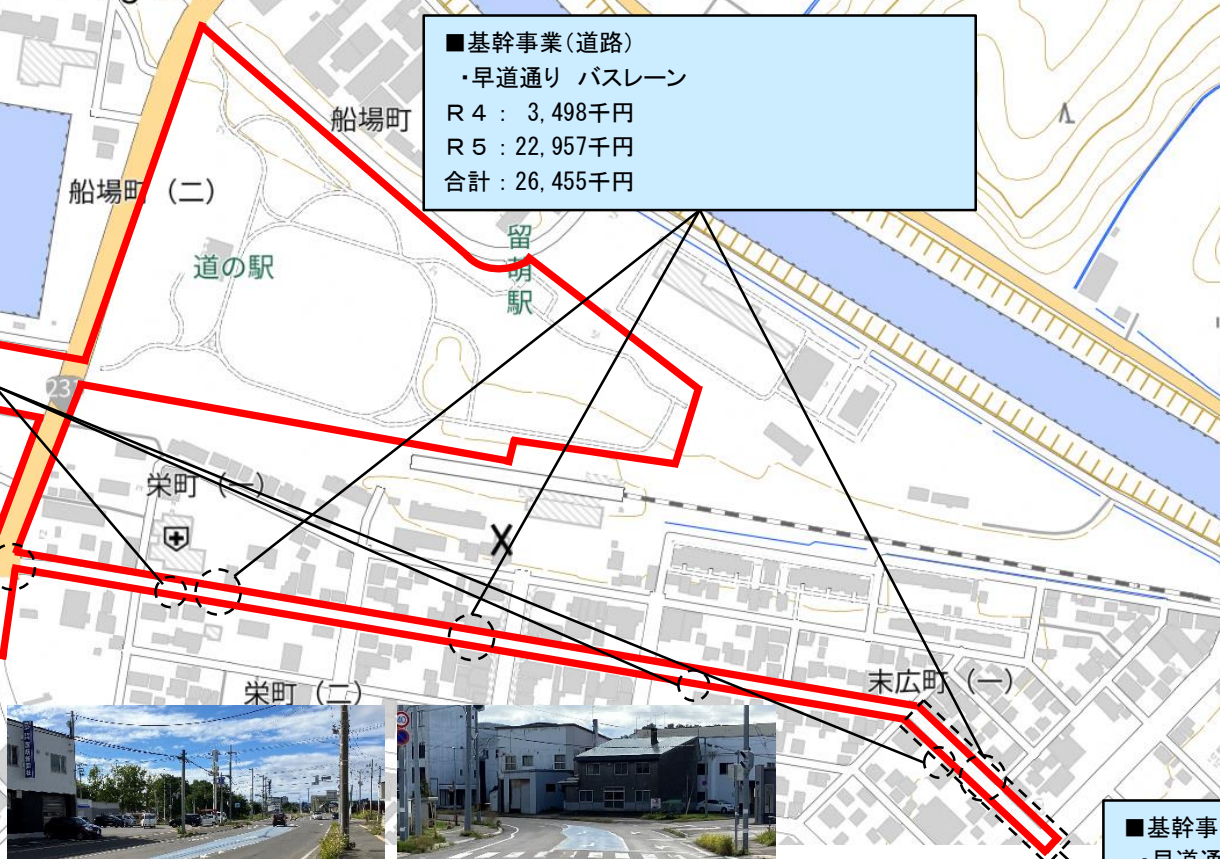
実施事業の概要 基幹事業 道路



■基幹事業(道路)
・早道通り 車道大型標識
R 3 : 2,310千円
R 4 : 7,117千円
合計 : 9,437千円



■基幹事業(道路)
・東岸通り・早道通り
車道部右折レーンカラー舗装
R 4 : 3,278千円



■基幹事業(道路)
・早道通り 歩道部バリアフリー化
R 4 : 3,201千円
R 5 : 46,156千円
合計 : 49,357千円



実施事業の概要 基幹事業 地域生活基盤施設・高次都市施設



実施事業の概要 提案事業(地域創造支援事業・まちづくり活動推進事業)

□提案事業(地域創造支援事業)

・アンテナ型チャレンジ広場開設事業 (令和3年度～令和5年度)

R3 : 1,861千円
R4 : 1,861千円
R5 : 1,861千円
合計 : 5,583千円

・チャレンジショップ

道産木材を使った仮施設(チャレンジショップ)を設置し、地場産品や農水産品等を取り扱い、特産品の魅力を発信するアンテナショップとして、市内事業者を対象に、将来の起業や新商品をPRする場として、道の駅を一緒に盛り上げる環境を整備する。

・モデュール

移動型の多目的施設で、移住・支援コーディネート機能を有するコワーキングスペースを設けるほか、留萌市のコミュニティ放送局のサテライトスタジオの設置等、留萌の観光や防災に関する情報集積及び情報発信の拠点として整備する。



□提案事業(まちづくり活動推進事業)

・地域ブランド創出事業

留萌管内の地域資源・文化、新たな観光体験メニューの発掘を行うとともに、道の駅オリジナル商品の開発や、回遊性を持ちながら街なかや管内への誘導に繋げる手法、地域ブランドのマネジメント方法について検討する。

令和3年度

◆道の駅アンテナショップ新商品開発業務 5,27千円 (NPO法人留萌観光協会)

目的:道の駅アンテナショップにおける新商品の開発を支援し、道の駅への来場者の増加及び満足度の向上を図る。

・道の駅アンテナショップにおいて販売する商品を新たに開発

→糠にしんのフリーズドライフレークの開発

・開発した商品の認知度向上に向けた取組

◆道の駅新商品開発支援業務 473千円 (DESIGN STUDIO Aim)

目的:道の駅るもいチャレンジショップの出店者が積極的に挑戦できる環境を整備し、道の駅への来場者の増加及び満足度の向上を図る。

実施内容

- ①道の駅チャレンジショップ出店者に対する新商品開発費用の支援
- ②道の駅チャレンジショップ利用促進のための割引クーポン券の発行及び管理、周知

令和4年度

◆道の駅アンテナショップ新商品開発業務 500千円 (NPO法人留萌観光協会)

目的:道の駅アンテナショップにおける新商品の開発を支援し、道の駅への来場者の増加及び満足度の向上を図る。

・留萌の小麦ルルロッソを使用したデニッシュ生地の焼き菓子を開発

・留萌高校専科生徒が取り組む研究課題から生まれたアイデアを商品化

◆道の駅カフェ新商品開発業務 500千円 (有)ルモンド)

目的:道の駅カフェにおける新商品の開発を支援し、道の駅への来場者の増加及び満足度の向上を図る。

・道の駅カフェにおいて販売する商品を新たに開発
→「世界三大波瀾るもい」のイメージに注目した新たなブランドを開発

・開発した商品の認知度向上に向けた取組

令和5年度

◆道の駅新商品等開発支援業務 1,000千円 (NPO法人留萌観光協会)

目的:道の駅るもいにおける新たな地域ブランドを創出し、道の駅るもいを拠点として市民及び屋内外の観光客など交流人口拡大を図る。

・留萌管内におけるアウトドア商品(体験メニュー)調査
→トレッキング、サイクリング、パドルスポーツ、自然観察、スノーシュー、ロゲイニング、子ども向け体験プログラム

・アウトドア商品紹介ホームページの開発

・ホームページの多言語化対応

・デジタル化の検討

・アウトドア観光窓口対応職員のスキルアップ
コンシェルジュ研修 4回実施

6/28、9/11、1/8、2/5

実施事業の概要 提案事業(まちづくり活動推進事業・事業活用調査)

□提案事業(まちづくり活動推進事業) ・コンシェルジュ機能整備事業

道の駅を訪れる利用者に対し「おもてなしの心」をもって対応する観光コンシェルジュの養成やホームページ等による情報発信等、道の駅の「知る」機能を充実させることにより、道の駅を起点とした交流人口の拡大や市街地への誘客促進に取り組む。

令和3年度

- ◆道の駅コンシェルジュ機能整備事業 3,000千円
(株式会社エフエムもえる)
- ・道の駅観光コンシェルジュ養成研修 7回実施
11/30 12/7 12/21 2/22 3/8 3/15 3/22
- ・道の駅観光コンシェルジュ養成研修OJT 3回実施
12/21 ニューホワイトハウス
- 3/7 ビジネスホテルR-inn・ホテルノースアイ
- ・道の駅のもい公式HPの管理・運営
- ・プロモーション動画の作成 6本

令和4年度

- ◆道の駅コンシェルジュ機能整備事業 1,911千円
(株式会社エフエムもえる)
- ・10/30 可能性を探る！モルック体験会(参加者9名、運営者7名)
- ・11/17 南富良野町視察(オブザーバー含め10名参加)
- ・1/27 視座を変える！持続可能な留萌観光セミナー(約10名参加)
- ・道の駅のもい公式HPのリニューアル・管理・運営
- ・紙媒体の情報発信(JP01)
- ◆ホームページ観光情報検索向上業務 891千円
(株)JOYボイス
- 目的: 道の駅のもい屋内交流・遊戯施設及びチャレンジショップなどの付帯施設において、顧客潜在ニーズ発掘プラットフォーム「JOYボイス」を活用して顧客のニーズを分析し、施設の集客に向けた動画作成による情報発信などニーズにあったPRをし、ホームページによる観光情報の検索向上を図る。
- ・Googleマイビジネスのページ精査、アドバイザー
- ・投稿作成、動画編集(商品投稿13本、動画投稿6本)

- ◆デジタルサイネージ案内板観光動画広告掲出事業 133千円(表示灯株式会社)
- 目的: 情報発信ツールとして、デジタルサイネージ設置による地域情報の配信環境を整備する。
- ・道の駅のもい屋内交流・遊戯施設「ちやいるも」において、デジタルサイネージを設置し、周辺地図や観光情報等を掲示

□提案事業(まちづくり活動推進事業) ・子ども体験活動事業

地域事業者や市民団体等と連携しながら、交流遊戯施設、公園施設をはじめ、地域資源を活用した、子どもの体験学校、ものづくりイベント等を行い、市民力を活かした地域で持続的な「学び、遊び」の環境を構築する。
市内の小学生を対象に、留萌の自然体験や仕事を子どもたちが体験し、海や山などをフィールドに自然体験をしながら留萌地域の自然環境や職業の魅力を学ぶことができる体験プログラム、「ルルキッザ」を実施した。

令和3年度

- 1,000千円(株式会社コササル)
- ①8/7 ルルキッザ夏休み編 密着！漁師のおごと体験(参加19名)
- ②1/15 ルルキッザ冬休み編 るもいの魅力を発信！YouTuber体験(参加11名)
- ③3/26 ルルキッザ春休み編 まだまだ楽しむ♪留萌の雪あそび 雪上バナナボート体験(参加14名)

令和4年度

- 1,000千円(株式会社コササル)
- ①8/15 ルルキッザ夏休み編 るもいダムでSUP体験(参加17名)
- 1/14 ルルキッザ冬休み編 るもいスノーシュー探検！(申込み1名で中止)
- ②2/12 ルルキッザ冬編 プチ☆パティシエ体験(参加51名)
- ③3/25 ルルキッザ春休み編 雪上バナナボート体験＆雪あそび(参加8名)

令和5年度

- 1,000千円(株式会社コササル)
- ①8/14 ルルキッザ夏休み編 るもいダムでSUP体験(参加15名)
- ②1/14 ルルキッザ冬休み編 プチ☆パティシエ体験(参加40名)
- ③3/27 ルルキッザ春休み編 留萌自衛隊と雪の宝さがし大作戦!!(参加29名)

□提案事業(事業活用調査) ・事業効果分析調査事業

令和6年度

3,300千円(予算額)
本計画の目標を定量化する指標について、関連データを収集して効果の分析を行い、その検討内容を、継続したまちづくり活動に活かす。

都市再生整備計画 事後評価方法書
船場公園周辺地区

令和 6 年 9 月

北海道留萌市

目 次

(1) 成果の評価	2
1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況	2
2) その他の数値指標(当初設定した数値目標以外の指標)による効果発現の計測	5
(2) 実施過程の評価	6
1) モニタリングの実施状況の確認	6
2) 官民連携による取組の実施状況の確認	6
3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認	6
(3) 効果発現要因の整理	7
(4) 今後のまちづくり方策の作成	7
(5) 事後評価原案等の公表	7
(6) 評価委員会の審議	7
(7) その他の機会における有識者からの意見聴取の予定	7
(8) 事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況	7

※ 記入にあたっての留意事項

方法書提出様式の記入にあたっては、下記の点に留意してください。

1. 事後評価ならびにフォローアップの作業が円滑かつ確実に進められるよう、事後評価に関わる各評価項目の計測又は確認の時期、主体、手法等を具体的に記載してください。
2. 記入項目の詳細や記入例については「方法書作成の手引き」を参照してください。
3. 数値及び文章は、適宜、欄（枠）を拡張するなどして記入してください。

(1) 成果の評価		
1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況		
指標 1 :	観光客の入込数	
A : 事前評価時の『従前値』の求め方		
①従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時 (平成 31 年 3 月 31 日時点)	
②実施主体	政策調整課	
③計測手法	平成 30 年度北海道観光入込客数調査の留萌市の観光入込客数に平成 30 年度における船場公園管理棟入館者数を合算したものを従前値とした。	
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
④計測時期	令和 6 年 9 月末時点	
⑤実施主体	経済観光課	
⑥データの計測手法	令和 6 年度北海道観光入込客数調査の留萌市の観光入込客数を把握する。	
⑦評価値の求め方	計測時点では、令和 6 年度北海道観光入込客数調査は調査中であることから、現時点における最新データである令和 5 年度北海道観光入込客数調査の留萌市の観光入込客数を評価値 (見込み) とする。	
⑧確定／見込みの別	☐	確 定
	☒	見込み
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方		
⑨フォローアップの必要性	☒	あ り
	☐	な し
⑩計測時期	令和 7 年 9 月頃 (令和 6 年度北海道観光入込客数調査結果公表後に速やかに計測する)	
⑪実施主体	経済観光課	
⑫計測手法	令和 6 年度北海道観光入込客数調査の留萌市の観光入込客数を把握する。	

指標 2：		市民の特産品に対する評価	
A：事前評価時の『従前値』の求め方			
①従前値の 基準時点	令和元年 9 月末時点		
②実施主体	政策調整課		
③計測手法	令和元年度の市民まちづくりアンケートで「魅力ある特産品が創出されており、その消費拡大が図られている」と感じている市民実感度（加重平均値）を従前値とした。		
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方			
④計測時期	令和 6 年 9 月末時点		
⑤実施主体	経済観光課		
⑥データの 計測手法	令和 6 年度の市民まちづくりアンケート結果を確認する。		
⑦評価値の 求め方	令和 6 年度の市民まちづくりアンケートで「魅力ある特産品が創出されており、その消費拡大が図られている」と感じている市民実感度（加重平均値）を評価値とする。		
⑧確定／見 込みの別	●	確 定	
		見込み	
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方			
⑨フォローアップ の必要性		あ り	
	●	な し	
⑩計測時期			
⑪実施主体			
⑫計測手法			

指標 3 :		公園の整備・緑化に対する評価	
A : 事前評価時の『従前値』の求め方			
①従前値の基準時点	令和元年 9 月末時点		
②実施主体	政策調整課		
③計測手法	令和元年度の市民まちづくりアンケートで「公園の整備・緑化の推進への取組みが十分行われている」と感じている市民実感度（加重平均値）を従前値とした。		
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方			
④計測時期	令和 6 年 9 月末時点		
⑤実施主体	経済観光課		
⑥データの計測手法	令和 6 年度の市民まちづくりアンケート結果を確認する。		
⑦評価値の求め方	令和 6 年度の市民まちづくりアンケートで「公園の整備・緑化の推進への取組みが十分行われている」と感じている市民実感度（加重平均値）を評価値とする。		
⑧確定／見込みの別	●	確 定	
		見込み	
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方			
⑨フォローアップの必要性		あ り	
	●	な し	
⑩計測時期			
⑪実施主体			
⑫計測手法			

(1) 成果の評価			
2) その他の数値指標 (当初設定した数値目標以外の指標) による効果発現の計測			
数値指標:	なし		
記述理由			
A: 事前評価時の『従前値』の求め方			
①従前値の 基準時点			
②実施主体			
③計測手法			
B: 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方			
④計測時期			
⑤実施主体			
⑥データの 計測手法			
⑦評価値の 求め方			
⑧確定／見 込みの別		確 定	
		見込み	
C: フォローアップ時の『確定値』の求め方			
⑨フォローアップ の必要性		あ り	
		な し	
⑩計測時期			
⑪実施主体			
⑫計測手法			

(2) 実施過程の評価	
1) モニタリングの実施状況の確認	
A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況	
	☐ ア 都市再生整備計画に実施することを記載した ☒ イ 都市再生整備計画に記載しなかった ☐ ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した
B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)	
	なし
C : 事後評価時の確認方法	
①時 期	
②確 認 先	
③確認方法	
2) 官民連携による取組の実施状況の確認	
A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況	
	☒ ア 都市再生整備計画に実施することを記載した ☐ イ 都市再生整備計画に記載しなかった ☐ ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した
B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)	
	・コンシェルジュ機能整備事業の実施 ・子ども体験活動事業の実施
C : 事後評価時の確認方法	
①対 象	各事業の実施状況について確認する。
②時 期	令和6年10月
③確 認 先	経済観光課・教育委員会
④確認方法	各事業の実施結果資料より、官民連携による取組状況を確認する。
3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認	
A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況	
	☒ ア 都市再生整備計画に実施することを記載した ☐ イ 都市再生整備計画に記載しなかった ☐ ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した
B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)	
	・アンテナ型チャレンジ広場開設事業の実施 ・地域ブランド創出事業の実施
C : 事後評価時の確認方法	
①対 象	各事業実施後の事業継続に向けた現在の体制について確認する。
②時 期	令和6年10月
③確 認 先	経済観光課
④確認方法	事業実施後の活動記録等により、持続的なまちづくり体制の構築状況を確認する。

(3) 効果発現要因の整理	
①時 期	令和 6 年 1 1 月
②実施主体	経済観光課
③検討体制	検討体制は、留萌市道の駅の整備について、必要な検討及び関係部局での連携を図るため設置された留萌市道の駅整備検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を活用し、検討会議を開催する。 ※プロジェクトチームは、地域振興部政策調整課及び経済観光課、都市環境部都市整備課及び建築住宅課により構成されている。

(4) 今後のまちづくり方策の作成	
①時 期	令和 6 年 1 1 月
②実施主体	経済観光課
③検討体制	前述のプロジェクトチームによる検討会議を設けて、ブレイン・ストーミングにより整理するとともに、メール等で意見交換を実施する。

(5) 事後評価原案等の公表		
	原案の公表	評価結果(最終)の公表
①時 期	令和 6 年 1 2 月	令和 7 年 3 月
②実施主体	経済観光課	経済観光課
③公表方法	広報への掲載等により周知し、ホームページへの掲載、経済観光課窓口での閲覧により公表する予定。 公表期間は 1 ヶ月間とする。	広報及びホームページへの掲載、経済観光課窓口での閲覧により公表する予定。 公表期間は最終評価値確定後概ね 2 年間とする。

(6) 評価委員会の審議	
①時 期	令和 6 年 1 0 月、1 2 月
②実施主体	経済観光課
③設置・運用方法	留萌市の人口減少の克服に向けた「人口ビジョン」や「地方版総合戦略」の策定及び策定後の施策の推進・検証にあたり、幅広い分野の関係団体等と協議を行うために設置された「留萌市地方創生協議会」において、審議を行う。

(7) その他の機会における有識者からの意見聴取の予定	
①聴取方法	

※（３）～（６）の検討以外に市町村で任意に有識者から意見聴取を予定する場合に記入

(8) 事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況	
①予算措置の状況	☐ ア 費用は発生しない ☒ イ 費用は発生するが、予算措置を講じている ☐ ウ 費用は発生するが、予算措置は講じていない ☐ エ その他（ ）

都道府県名	北海道
市町村名	留萌市
地区名	船場公園周辺地区
計画期間	令和3年度～令和6年度
作成者	部署 地域振興部 経済観光課 観光振興係
	役職 係長
	氏名 川俣 佳昭
連絡先	T E L 0164-42-1840（直通）
	F A X 0164-42-4273
	E-mail kankou@e-rumoi.jp

都市再生整備計画事業等 評価の手引き

令和 4 年度版

令和 4 年 5 月

国土交通省 都市局 市街地整備課

都市再生整備計画事業等 評価の手引き

目 次

第1部 事業評価に当たって

1. 成果志向に基づくまちづくりマネジメントとしての事業評価 1-1
2. 都市再生整備計画事業等の事業評価を構成する3つの柱 1-3
3. 3つの柱を支える4つの実践手法 1-8

第2部 事前評価

1. 事前評価の考え方 2-1
 2. 都市再生整備計画の作成 2-10
 3. 都市再生整備計画の記載方法 2-14
 4. 市町村による事前評価の方法 2-24
 5. 都市再生整備計画の公表 2-30
 6. 都市再生整備計画の変更 2-30
- 《事前：参考1》都市構造再編集集中支援事業（都道府県等・民間事業者等が実施する事業）
に係る新規採択時評価実施要領細目 2-31
- 《事前：参考2》都市構造再編集集中支援事業（都道府県等・民間事業者等が実施する事業）
の客観的評価指標（案） 2-32
- 《事前：参考3》都市構造再編集集中支援事業（都道府県等・民間事業者等が実施する事業）
の費用便益分析マニュアル（案） 2-33
- 《事前：参考4》まちづくりの目標と目標を定量化する指標、数値目標、事業との整合性 2-70
- 《事前：参考5》望ましい目標値の設定のあり方 2-71
- 《事前：参考6》「目標を定量化する指標と事業の関係検証シート」の記載例 2-73
- 《事前：参考7》費用便益分析マニュアルが策定されている基幹事業 2-75
- 《事前：参考8》CVM法の実施による事業効果の確認 2-76
- 《事前：参考9》都市再生整備計画への費用便益比（B/C）の記載例 2-81

第3部 モニタリング

1. モニタリングの考え方 3-1
2. モニタリングの内容 3-3

第4部 事後評価

1. 事後評価の考え方 4-1
 2. 事後評価の手順 4-6
 3. 事後評価の内容 4-10
- 3-1 方法書の作成 4-10
 - 3-2 事業の成果及び実施過程の検証（事後評価シートの作成を含む） 4-11
 - 3-3 フォローアップの実施 4-19
- 《事後：参考1》都市構造再編集集中支援事業（都道府県等・民間事業者等が実施する事業）
に係る事後評価実施要領細目 4-20
- 《事後：参考2》都市構造再編集集中支援事業（都道府県等・民間事業者等が実施する事業）
の事後評価項目（案） 4-21
- 《事後：参考3》効果発現要因の整理、今後のまちづくり方策の作成について 4-22
- 《事後：参考4》事後評価原案の公表、事後評価結果の公表について 4-25

第4部 事後評価

1. 事後評価の考え方

(1) 事後評価の位置づけ

事後評価とは、交付期間の終了時に成果等を検証（PDCA サイクルにおける Check）して、その後のまちづくりに活かすための作業と位置づけられます。都市再生整備計画事業等の事後評価は、次の2点の考え方から構成されます。

- 都市再生整備計画事業等は、事前に設定した数値目標の達成状況を検証するなど、事後評価を重視した制度となっています。これは、事後評価の実施により、多様な主体への説明責任を果たす必要があるという考え方に基づいています。また、数値目標の達成状況だけでなく、まちづくりのプロセスも重要です。このことから、数値目標の達成状況及びまちづくりのプロセス等について、多様な主体にとってわかりやすく評価・可視化し、その結果を公表することが重要です。
- まちづくりは長期に亘って継続的に取組まれるべきものであり、都市再生整備計画事業等はそのうちの一時期を担うものです。このため、事前評価だけでなく、事後評価においても、長期的なまちづくりの上位計画に当たる立地適正化計画等との関係を考慮することが必要です。例えば、立地適正化計画のPDCA サイクルの評価（Check）として、都市構造再編集・支援事業のPDCA サイクルの評価（Check）を活用し、立地適正化計画の見直し（改善：Act）を行うことが可能になります。このように、事後評価作業を効率的・効果的に実施すること、事後評価結果を長期的・継続的なまちづくりにフィードバックすることが重要です。

(2) 事後評価の仕組み

①事後評価の主体

事後評価は、市町村が実施し、その結果を国に報告します。

国は、市町村の評価結果に対して、必要に応じて助言を行います。

②事後評価の時期

事後評価は、原則として都市再生整備計画事業等の交付最終年度又は交付期間の翌年度に行います。なお、翌年度から2期計画等を実施する場合は、交付終了年度中に事後評価を実施することにより、検討した改善方策等を2期計画等へ反映することができます。

交付最終年度に事後評価を実施する場合において、全ての事業が完了しておらず、未確定の数値がある場合には、事業完了後の見込みの状況を推計して評価します。見込みで評価を行った場合や、都市再生整備計画に掲げたまちづくりの目標並びに数値目標を達成することができなかつたために改善策を実施した場合には、交付期間が終了した翌年度や改善策の実施後等に改めて達成状況を確認し、確定の数値を求めるためにフォローアップを行うことが望ましいと考えられます。

- ・都市構造再編集中支援事業（個別支援制度）の事後評価においても、社会資本整備総合交付金交付要綱等に準じることとします。なお、都市構造再編集中支援事業（都道府県等・民間事業者等が実施する事業）については、事業完了後5年後の年度末までに、地方公共団体が事業完了後における実績の確認等を行い、改善措置等の必要性の検討等を行う事後評価を実施する必要があります。詳細については、《事後：参考1》及び《事後：参考2》を参照して下さい。
- ・都市再生整備計画事業（まちなかウォークアブル推進事業を含む）と社会資本総合整備計画の終了期間が同様の場合は、社会資本総合整備計画の事後評価として一体的に実施することも可能です。
- ・翌年度から2期計画等を実施する場合は、事後評価を交付最終年度に実施することにより、交付最終年度に検討した改善方策や今後のまちづくりについて、反映することができます。

※なお、事後評価に資する事業効果の分析等の経費については、提案事業として交付対象事業に位置づけることも可能です。

《コラム》新型コロナウイルスの影響を踏まえた事業評価の実施

新型コロナウイルスの影響により、多くの市町村において目標値の達成が困難、指標の計測ができないといったケースが増えています。新型コロナウイルスの影響は長期化することが予想されていることから、新型コロナウイルスの影響を前提とした事業評価の実施が求められます。事業評価の各段階における対応策として、以下を参考にしてください。

○まちづくりのプロセスを評価する指標を設定〈事前評価〉

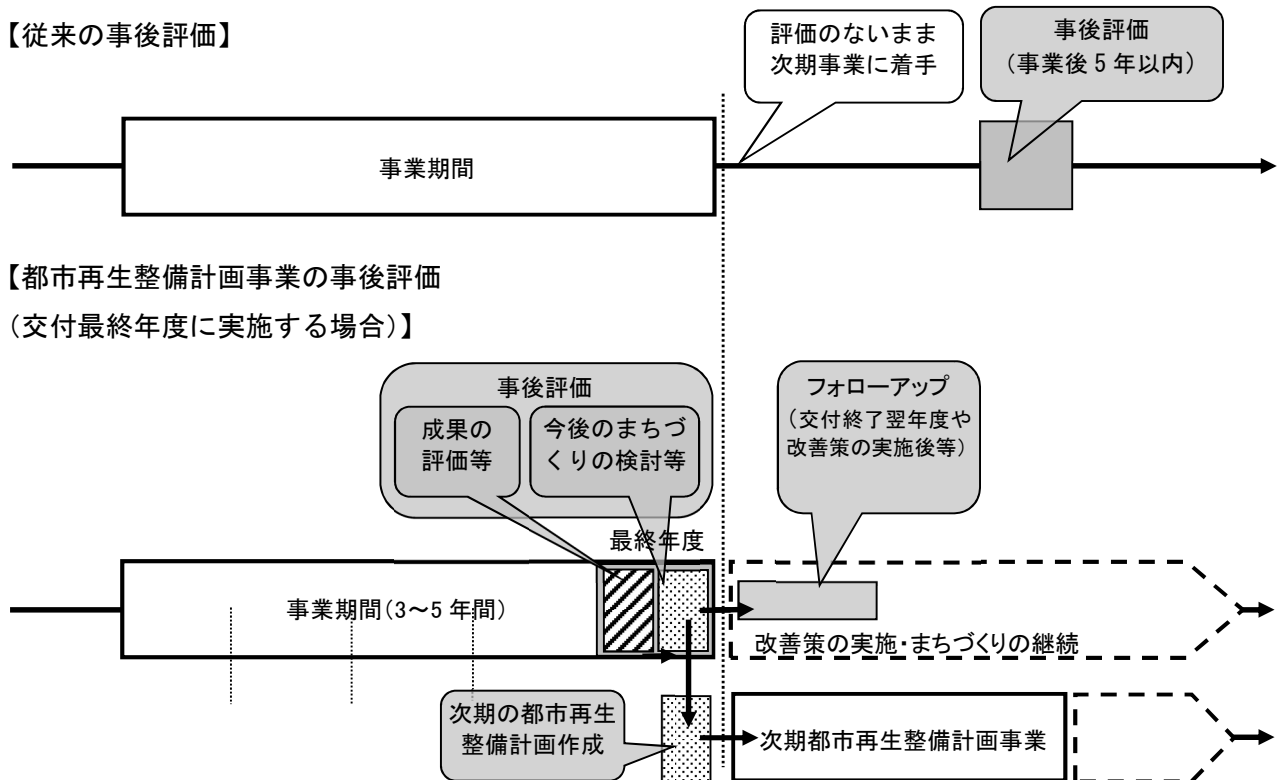
- ・歩行者数や空き店舗数等のアウトカム指標だけでなく、まちづくりに参画した団体・事業者数、地域住民の満足度等、プロセスを評価する指標の設定が有効です。

○モニタリングの徹底と柔軟な計画変更〈モニタリング〉

- ・随時モニタリングを実施し、新型コロナウイルスの影響等がある場合は、数値目標や事業の進め方等について再検討し、計画変更することが望まれます。

○その他の数値指標や定性的効果発現による評価〈事後評価〉

- ・新型コロナウイルスの影響により、十分な事業効果が得られない場合、その他の数値指標の設定や定性的効果発現による評価により、事業効果の確認・検証を行うことが可能です。また、まちづくりのプロセスを評価する場合にも有効です。



■ 図 4-1 事後評価の時期（交付最終年度に実施する場合）

交付最終年度又は交付期間の翌年度に事後評価を実施することは、第1部で述べた都市再生整備計画事業等の事業評価体系の根幹をなす PDCA サイクルと大きく関連しています。すなわち、3～5年間のまちづくりの成果を評価するとともに、まちづくりの課題が解決されたか、とに残されている課題はないか、今後なにをすべきか等について検討を行い（Check）、それを踏まえて、交付終了後の効果の持続や改善策を含めたまちづくり方策（Act）が遅滞なく実施されることを期待しています。

このように、交付期間が終了すれば当該地区のまちづくりは終了ということではなく、交付終了後も間断なくまちづくりを継続していくために、交付最終年度又は交付期間の翌年度に事後評価を実施するものです。

（留意事項）

交付最終年度に事後評価を実施した場合、評価を行う時点において未竣工の事業があったり、施設等が供用して間もなかったりするため効果が未だ発現していないことも考えられます。その場合には、事業完了後における達成見込みを推計するなどして評価を行います。

③事後評価の内容

事後評価は、まちづくりの目標の達成状況等を確認するとともに、今後のまちづくり方策を検討するもので、その基幹的部分は、次の項目で構成されます。

1) まちづくりの目標の達成状況等の確認

まちづくりの目標の達成状況及び実施過程の検証を行うもので、具体的な確認項目は表4-1のとおりです。

2) 今後のまちづくり方策の検討

効果発現要因を整理して、今後のまちづくり方策を検討します。また、現状のままでは数値指標の達成が見込まれない場合は、今後のまちづくり方策の一部として改善策を作成します。

3) 評価結果のチェック

事後評価の合理性・客観性を担保するために、評価結果を地域住民・団体、民間企業等に公表し、意見がある場合はそれを適切に反映するとともに、第三者により構成される評価委員会で事後評価全般にわたる評価作業の適切さについて意見を求めたり、市町村独自の評価制度を活用したりすることができます。

■表 4-1 まちづくりの目標の達成状況及び実施過程の検証

I. 成果の検証項目

①都市再生整備計画に記載した目標の変更の有無

- ・都市再生整備計画に記載した目標の変更の有無を確認する。

②都市再生整備計画に記載した事業の実施状況

- ・事後評価の前提として、事業が適切に完了（完成）したことを確認する。
- ・工期内に予定どおり完了（完成）することを確認する。

③都市再生整備計画変更の理由・指標への影響

- ・事業期間中における都市再生整備計画の変更内容・理由、計画変更による数値目標への影響等を確認する。

④都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況

- ・計画作成主体としての責務を果たすため、また PDCA サイクルにより長期的・継続的なまちづくりへ反映するために、都市再生整備計画に掲げた指標にかかる数値を計測し、目標の達成状況を検証する。

⑤その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現の計測

- ・事業の効果について、都市再生整備計画に記載した数値目標とは別の視点から説明することができる場合、④以外の数値指標やコメントを用いて、当該事業を評価する。

II. 実施過程の検証項目

①モニタリングの実施状況

- ・事前に予定した事業のモニタリングを実施したか確認する。

②官民連携による取組の実施状況

- ・事前に予定した公民連携による取組の実施状況について確認する。
- ・事業の実施により、民間の関心度や活動の高まり等、新たな民間の動き等について確認する。

③持続的なまちづくり体制の構築状況

- ・都市経営の視点から、持続的なまちづくりの体制が構築されたか、または、構築に向けた取組が推進したか等について確認する。

④事後評価の手続き

- 1) 事後評価の作業が円滑かつ確実に進められるよう、指標の計測方法の確認、事後評価実施に関する庁内周知等のため、事後評価作業前に「方法書」を作成することが望ましいと考えます。
- 2) 事後評価の結果は、住民等への公表の手続きを経て、「事後評価シート」に取りまとめ、国に報告することとし、国は必要に応じて助言をすることとします。なお、「事後評価シート」の取りまとめに当たっては、評価委員会を開催し、学識経験者等の第三者の意見を求めたり、又は市町村独自の評価制度を活用したりすることができます。
- 3) 事後評価時に、数値目標の達成状況の検証に「見込み」の値を用いた場合や、都市再生整備計画に掲げたまちづくりの目標並びに数値目標を達成することができなかったために改善策を実施した場合には、交付終了の翌年度や改善策の実施後等に改めて達成状況を確認し、評価を確定させるためのフォローアップを行い、国に報告することが望まれます。なお、継続して2期計画等都市再生整備計画による事業を行う地区では、今後のまちづくり方策は新しい都市再生整備計画に反映されることとなります。

《コラム》 事業の目的等に応じた事後評価の実施

都市再生整備計画に位置付けられた3事業（都市再生整備計画事業、都市構造再編集中支援事業、まちなかウォークアブル推進事業）は、事業の目的、規模・内容等が異なるため、事後評価の進め方や内容も一律ではなく、事業特性に応じて実施することが重要です。

特に、まちなかウォークアブル推進事業においては、事業の特性から、定量・定性両面からの効果検証が有効であること、また、官民一体で実施したことによる事業効果を検証するために、民間の取組の評価にも重点を置き、事後評価を行う必要があります。

なお、都道府県等・民間事業者等が実施する都市構造再編集中支援事業においても、事業完了後5年後の年度末までに、事業完了後における実績の確認等を行い、改善措置などの必要性の検討等を行う事後評価を実施する必要があります。詳細については、《事後：参考4》及び《事後：参考5》を参照して下さい。